

就労継続支援B型事業者による不正請求について

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定就労継続支援B型事業者による不正請求が判明しましたので、その内容について報告いたします。

記

1. 対象事業所

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 名 称 | 上京ハウス（就労継続支援B型） |
| (2) 開設法人 | MY 1 s t L L C 合同会社（代表社員 吉田 昌之） |
| (3) 所 在 地 | 京都市上京区大猪熊町83の建物の1階 |
| (4) 指定日（京都市） | 令和3年10月18日 |
| (5) 管 理 者 | 平井 辰弥 |

2. 不正請求の内容

- ・令和4年11月から令和6年6月までの期間の日曜日及び管理者が出勤していない土曜日について、当該事業所が営業していないにもかかわらず、従業員が出勤したとして、給付費を宇治市に請求し、受領した。
- ・施設外就労について、事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する必要な指導や支援については、事業者自らが行う必要があるが、令和4年6月から令和6年6月まで、随行する支援員が利用者の作業内容を把握しておらず、必要な指導や支援を行っていないにもかかわらず、施設外就労を行ったとして訓練給付費を宇治市に請求し、受領した。

3. 不正請求額等

不正請求額	14,464,927円
加算額（法第8条第2項）	5,785,970円
計	20,250,897円

4. 対応

- (1) 令和6年11月11日付で当該事業者に対し、返還金請求の通知を行ったところです。

- (2) 今回の不正請求により、京都市の指定が取消（令和7年1月1日効力発生）となり、事業所が閉鎖となるため、当該事業所の利用者について、別の就労継続支援B型事業所を紹介し、順次、利用事業所の変更を進めているところです。
- (3) 京都市等と調整を図りながら事業者への対応を進めてまいります。

5. 不正請求を把握した経緯

- ・令和6年8月5日から9月10日まで、当該事業者の指定権者である京都市が監査を実施し、事業所への立ち入り調査及び利用者への自宅訪問による聞き取り調査を行い、不正行為の事実を確認。
- ・令和6年9月10日、京都市より監査の結果について情報提供を受けるとともに、宇治市の利用者に関するサービス利用状況等の情報提供の依頼を受け、当該利用者に関する情報を提供。
- ・令和6年11月1日、京都市より、当該事業者が宇治市に行った不正請求額について報告を受けた。